

2011年8月12日

大阪維新の会
代表 橋下 徹 様
大阪維新の会大阪府議会議員団
代表 浅田 均 様

大阪府関係職員労働組合
執行委員長 平井 賢治

「公務員基本条例案」の9月府議会提案を断念するよう求める要請書

8月9日以降、マスコミ各社から、「大阪維新の会」が大阪府、大阪市及び堺市の職員を対象とした、懲戒・分限免職の処分規定などを定めた「公務員基本条例案」の内容を固め、9月議会に提案するとの報道が流されています。

報道によれば、条例案について、「人事評価や懲戒・分限処分の基準を明文化する」「職員に関する最高規範」「公務員の職制や定数を変更したり予算減少で職員が余ったりした場合、議会の議決を経て、免職にできる」（朝日新聞）、「職務命令に3回以上違反した場合、懲戒免職処分できる」（産経新聞）などとしています。

府職労は、8月11日、大阪維新の会大阪府議会議員団に対し、「検討している条例案は府職員の勤務・労働条件に関わるものであり、一部マスコミに提供した資料を提供してほしい」と求めましたが、その回答は「出せない」というものでした。

そのため、現在検討されている「公務員基本条例案」の内容は不明ですが、新聞報道から考えると、地方公務員法に反する可能性があるとともに、府職員の権利や身分、勤務・労働条件に関わる全般的な改悪であり、容認できるものではありません。

公務員の身分保障制度は、「職員は、法律等に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任・休職・免職されることはない」というものです。それは、戦前「天皇の官吏」として侵略戦争のために働かされた痛苦の歴史の反省の上に設けられた、憲法15条の「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」という規定に基づき、政権交代などによる権力闘争から公務員を守り、政治的中立性を確保するとともに、行政の公共性や継続性を担保するために設けられているものであり、争議権が剥奪される以前から国家公務員法に明記されている制度です。

今回の条例案は、このような公務員の身分保障が確立された歴史的経過を一切無視し、知事の意のままに働く府職員をつくるためのものといえます。

また、本来、府職員の勤務・労働条件にかかわる事項についての条例化は、これまでの労使慣行を十分尊重し、十分な労使協議を行い、その到達点をもとに、知事が議会に対し提案し、審議を求めるべきものです。一方の当事者である橋下知事が代表を務める「大阪維新の会」が労使双方の意見も聞かず、一方的に9月府議会に条例案を提案し、多数の力を頼んで強行可決することは、絶対に許されるものではありません。

以上のことから、府職労は、「大阪維新の会」及び「同大阪府議会議員団」が、「公務員基本条例案」の9月府議会提案を断念するよう強く要請します。